

●雪に関するお願い

1. 除雪車には近づかないでください

除雪車は死角があります。事故防止の為、絶対に近寄らないでください。安全が確保できない場合は除雪を中止する場合があります。

2. 道路に雪を出さないでください

除雪作業が遅れてしまい時間内に終わらない場合や、通行の妨げになり交通障害や事故を起こす恐れがあります。道路法や青森県道路交通規則等に違反します。

3. 路上駐車をしないでください

その箇所の除雪ができないだけでなく、その先に除雪車が通れず除雪ができなくなります。

4. 除雪作業の音にご理解をお願いいたします

安全を確保する為、バックブザーの音を消すことや小さくすることはできません。

5. 除雪後の寄せ雪について

除雪は限られた人員と機械で毎年体制を見直し効率的かつ効果的に作業できるよう努めております。この為、玄関や車庫の前等の路肩に寄せられた雪を処理することはできません。皆様のご協力が不可欠です。ご理解ご協力をお願いいたします。

6. 屋根からの雪について

道路に屋根の雪が落ちてしまった場合、家屋の所有者や管理者の方に片付けていただいておりますのでご理解をお願いします。

7. 数十年に一度の大雪警報の発表や発表が予想される場合の除雪体制について

除雪作業員の安全の確保が必要となり除雪の作業を停止する場合があります。除雪の遅れで交通に深刻な影響が出ないように努めますが、ご理解をお願いいたします。

●雪に関する問い合わせ先

・ 道路除雪に関する事

国道、県道に関する事

→下北地域県民局 ☎ 0175-22-1231

村道等に関する事

→建設課 ☎ 0175-33-2317

・ 除雪が困難な世帯に関する事

(自己の労力、親戚や近隣住民などの協力により除雪可能な世帯は対象外です)

有償ボランティアが玄関から公道までの歩くスペースの除雪を行います。

また、ボランティアとしてご協力頂ける方を募集しています。(除雪場所、条件等要相談)

負担金：600円/回(60分以内、月上限あり) 作業時間：9～15時の間(時間指定不可)

対象世帯：介護が必要な高齢者及び障害者のみで構成される世帯

→健康福祉課 ☎ 0175-28-5800 (申し込みの相談)

東通村社会福祉協議会 ☎ 0175-28-5115 (ボランティア募集、マッチング等)

・ 除雪機械貸し出しに関する事(コミュニティ除雪機)

→企画課 ☎ 0175-33-2263

老人世帯や一人暮らし世帯の除雪作業に役立ててもらうため、要望のある部落会などに対して除雪機を貸し出しています。※個人に対する貸し出しは行っておりません。

- ・ 事前に連絡のうえ「東通村コミュニティ除雪機使用申請書」を提出してください。
- ・ 除雪機とアルミブリッジをセットでお貸しします。
- ・ 使用料は無料です。ただし、燃料(ガソリン)は満タンの状態で貸し出しいたしますので、満タンにしたうえで返還してください。
- ・ 使用者は運搬等に必要な軽トラック等を準備してください。
- ・ 使用に際し、自責他責を問わず事故あるいはケガを負った場合、その責は使用者が負うこととなりますのでご留意ください。